

## 盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

平成 15 年 11 月 28 日

総 務 部

### 1 提案理由

国及び県の例に準じ、職員の退職手当の額を改定しようとするものである。

### 2 改正の概要

国及び県の例に準じ、「盛岡市職員の退職手当に関する条例」の附則において規定されている調整率を 100 分の 104（現行 100 分の 110）とし、支給水準を引き下げるものとする。

また、「旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例」についても、なおその効力を有することとされている該当部分について、同様の改正を行うものとする。

### 3 実施時期

平成 16 年 4 月 1 日

なお、改正の日から 1 年間は調整率を 100 分の 107 とする経過措置を講じる。

### 4 参 考

国においては、民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ、退職手当支給水準の官民較差を解消するため、退職手当法の改正により支給水準の引下げを行った。